

住まいの 終活 はじめませんか？

終活とは？ 人生の終わりのための活動です

人生の最期を迎えるにあたっていろいろな準備を行う事で、身の回りの整理、財産の相続を円滑に進めるための計画、葬儀や墓の準備などが主に行われます。

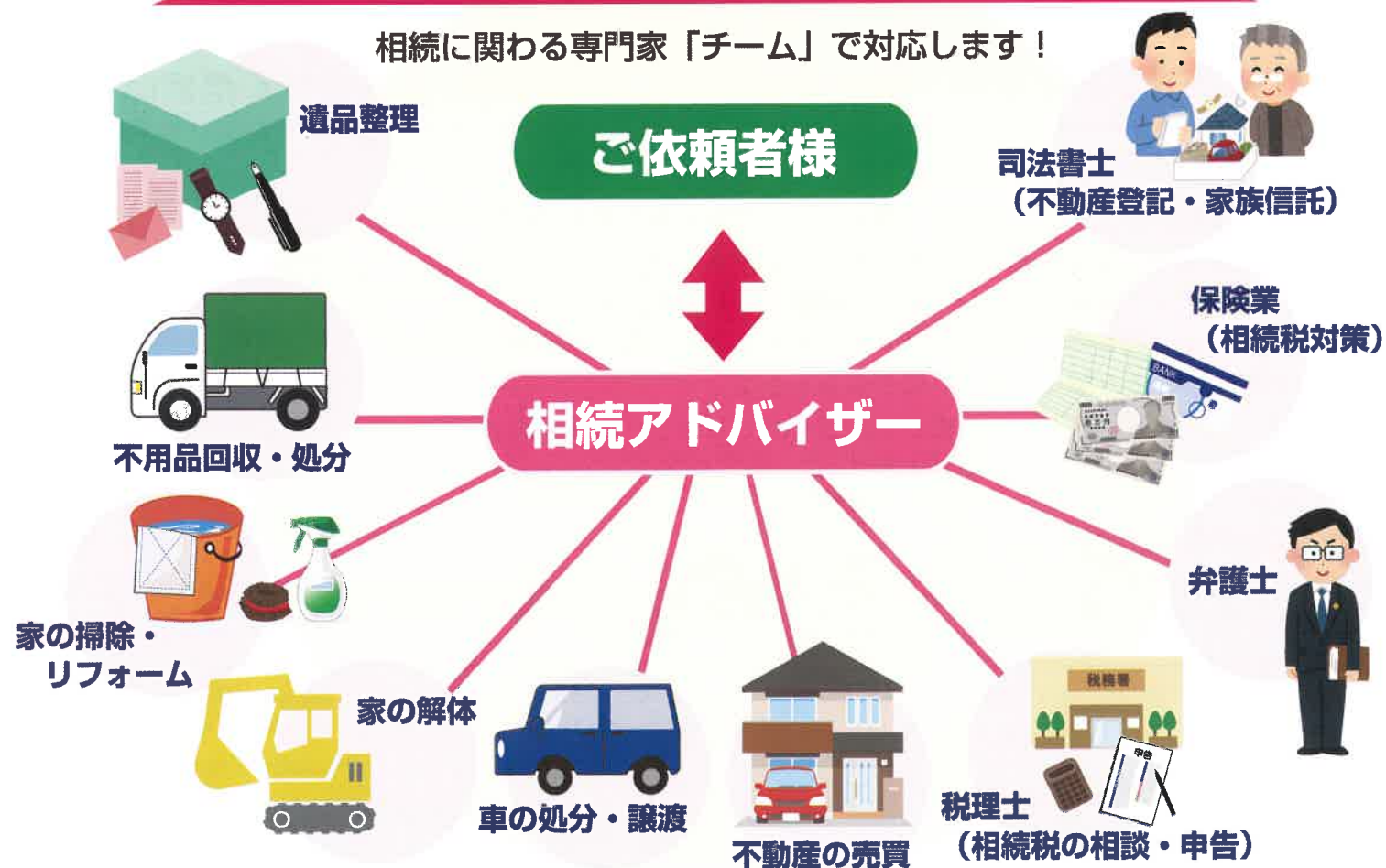
なんのためにやる？ 家族の負担を軽くする為の終活準備

1. 身の回りのモノの整理
…遺品整理「デジタル終活」
2. 財産の整理や相続の準備
…保険・証券・不動産
3. 葬儀や墓などの準備
…家族葬・自然葬・納骨堂
4. エンディングノート

今では人生100年と言われ、高齢化社会になり、6人に1人が認知症になると言われています。認知症になると法律行為ができなくなり、銀行からお金がおろせない、家・土地を売れない、遺言書を書けない、生前贈与ができない、など様々な支障が出てきます。

終活・相続アドバイザーの役割

相続に関わる専門家「チーム」で対応します！



家族の負担を軽くする為の 終活準備

ご相談例

- 実家を相続したものの空き家で使い道がない。何か活用方法はある？
- 相続した土地の境界がよく分からないけど、大丈夫かしら？
- 実家は空き家で崩壊寸前。取り壊したいけどどうしたらいい？



✕ そのお悩み、そのままにしないでください！

「空き家」状態が長く続くと、建物の劣化・資産価値の低下の可能性が高まり、不法投棄や不法侵入などの危険性も！

実際に起きたトラブル

母が亡くなり1年過ぎたので、実家の売却で兄弟3人で話し合いをしました。まさか兄弟で揉めることになるとは思いませんでした…

固定資産税、水道、電気、ガス代、庭木の剪定代、火災保険等々、気が付いたら実家の維持にかなりの無駄な費用を支払っていました。

母が認知症になり、施設に入所。実家は空き家となりましたが、売却も賃貸にもできません…



「相続アドバイザー・空き家相談士」のいる弊社にお任せください

終活に不安を感じている方のお手伝いをいたします！

相続財産に不動産が含まれている場合、様々なトラブルが発生する可能性があります。不動産は現金と違い、遺産相続の際にわかりやすく平等に分けることが難しく、相続人たちの感情・不満が入り込むとさらに困難になります。相続した不動産を売却せず、空き家や空き地にしてしまった場合も管理の問題や、隣近所への悪影響、また税金の支払いなどがあります。相続トラブルは、遺産相続が始まる前から対策を立てる事で、発生を防ぐことと問題の解決ができます。どうぞご相談ください！



代表取締役：三宮凡子

私たちの使命は
相続が争族にならないよう、残された家族が幸せに暮らすこと！



税理士・司法書士・弁護士の専門家とも連携し相談、問題解決いたします。

温もりのある暮らしのお手伝い



株式会社 ボン・ライフ

〒861-8035 熊本市東区御領3丁目1-45

お問い合わせ



096-284-5667

info@bon-life.jp HP: <https://bonlife.co.jp>

(公社) 全国宅地建物取引業協会 熊本県知事(3)第4741号
(一社) 全国空き家相談士協会 空き家相談士 第001289号
NPO法人相続アドバイザー協議会 相続アドバイザー